

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
省令の一部を改正する省令要旨

- 1 税理士試験に係る受験手数料又は認定手数料を納付する方法であって電子情報処理組織を使用するものを定めることとする。(第7条関係)
- 2 電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる処分通知等について、次の措置を講ずることとする。
 - (1) その範囲を、法令の規定に基づき税務署長等が行う処分通知等(改正前:その処分通知等のうち国税庁長官が定めるもの)とする。(第9条関係)
 - (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式は、あらかじめ、電子メールアドレス及びその旨を入力して送信する方式とする。(第11条関係)
 - (3) 処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けない旨の表示をしたときは、税務署長等は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行ってはならないこととする。(第11条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和8年9月24日から施行することとする。(附則関係)